

日蓮聖人の積尊観の一考察—生身という称号について—

松代邦義

はじめに

周知のとおり、日蓮聖人は法華経を一切経の経王として位置づけられ、同時に諸仏諸尊の中で、大恩教主積尊を最上位に位置づけられている。それは、法華経を経王とされることによって、その経王の説法者である積尊を諸仏の能統一者として仰がれることを意味している。

ところで、日蓮聖人が積尊について遺文中で述べられる場合、その前後には、冠詞や尊称が付せられている。

本師積尊、教主積尊等がそれであるが、これらと同様に、「生身」という語句も遺文に見られる。

そこで本稿では、この「生身」と冠せられている箇所注目して考察を進めることによって、日蓮聖人の積尊観の一面を明らかにして行こうと思う。

一、「生身」について

「生身」という語句について辞典をひもとくと、『望月仏教大辞典』には、「父母所生の身の意。二身の一。法身に対す。具さに生身仏と云ひ、又父母生身、肉身、或は随世間身とも名づく、即ち三十二相を具足せる父母所生の仏身を云ふ。(中略)是れ迦毘羅城に降誕し、菩提樹下に成道し、寿八十にして入滅せられたる積尊を称して生身仏と名づけたるなり。又大乗に於ては生身仏を以て化身とし、法身及び報身を仏の実身となせり。(中略)但し普通に生身と云へば父母生身の意なるが故に、広く凡夫及び菩薩等の肉身を指すなり。」¹⁾とあり、また、中村元著『仏教語大辞典』には、「諸仏菩薩が衆生済度のために、通力によって仮に現わす肉身。」²⁾と、生身についての記述が見られる。

さて、この「生身」についてその出典を探って行くと、

『大般涅槃經』卷第三十四には、

善男子。我於經中說如来身凡有二種。一者生身。二者法身。言生身者。即是方便化之身。

如是身者。可得言是生老病死長短黑白。是此是彼是學無學。⁽³⁾

と、釈尊みずからが如来の身には生身と法身の二種の身があることを述べ、生身とは方便化の身であり、我々と同じように生老病死の四苦や、学・無学等を経験する身であると述べられる。

また、龍樹の著したとされる『大智度論』にも「生身」について記述が見られ、『大智度論』卷第三には、

法身於生身勝。⁽⁴⁾

と、法身が生身よりも勝れていることが記される。

そして、同卷第九には、

復次仏有二種身。一者法性身。二者父母生身。

(中略) 能度十方世界衆生。受諸罪報者。是生身仏。生身仏次第說法如人法。⁽⁵⁾

と、仏に法性身と父母生身の二種の身のあることが述べられ、生身仏は諸の罪報を受ける十方の衆生を救うとし、説法をしていくその姿は、人が法を説いているようであ

ると記される。

さらに、同卷二十九には十方の諸仏や三世の諸法は皆無相の相なのに、なぜ三十二相を説くのかという問いに對して、

為生身故說三十二相。為法身故說無相。仏身以三十二相八十隨形好。而自莊嚴法身。以十力四無所畏四無礙智十八不共法諸功德莊嚴衆生。⁽⁶⁾

と、生身の為に三十二相を説き、法身の故に無相を説くと述べ、仏身は三十二相、八十種好を以て法身を莊嚴し、十力や四無所畏等の功德を以て衆生を莊嚴すると記述される。すなわち、「生身」は「生きていく身」とし、生身を史上の釈尊とされていることがわかる。

以上、辞典や、『大般涅槃經』等に出てくる「生身」という語句について管見の限り見てきたわけであるが、ここでいえることは、生身という語句は、大体において法身と對をなす概念であることが理解できる。この二身を繪じたものが仏身と呼ばれる。

そして、生身はインドで約二千五百年前に浄飯王と摩耶夫人という父母より誕生した史上正覺の釈尊をさし、方便化の身で、生老病死の四苦等を経験し、法身が無

相であると説くのに對して、三十二相を具足した仏であるとする。また、諸の罪報を受ける十方の衆生を救済し、衆生に説法をしていくその姿は、まるで人が説法をしている姿のようであるとなされるのである。さらに、法身の方が生身よりも勝れているとされるのである。

以上、「生身」について、辞典や経・論等を通して見てきたが、つぎに、日蓮聖人の活動された鎌倉時代、「生身」について書かれた史料があることから、これについて見て行きたい。

二、鎌倉時代の生身信仰

鎌倉時代に無住が著わした仏教説話集『沙石集』の〔一六〕地蔵菩薩種々利益の事』には、貧相な仏像を修理することに關して、『大智度論』の「相好ノ為ニ破」ハ、罪」ナクシテ福ヲ得」、すなわち相好を修理することとは、罪なくして福を得るといふ文章を引き、つづけて、

ヨクナシ奉ル意巧ハ苦ミナシ。サレバ、調達ハ血ヲ出シテ、阿鼻獄ニ落、耆婆ハ血ヲ出シテ、切利天ニ生ル。血ヲ出ス事ハ同ケレドモ、報ヲ得事ハ異也。善惡ノ意趣ニ寄ルベシ。作業定ナシ。生身即ニ如此シ。貴像准フベシ。

と、仏像の相好をよくすることで、苦しみは起こらない。調達（提婆達多）は、釈尊に敵對して、釈尊の身より血を出して阿鼻地獄に落ちたのに對して、名医と言われた耆婆は、病を治すために、釈尊の身より血を出して切利天上に生まれた。同じ血を出すのでも、その結果が異なる。つまり心の善惡で、結果が決定する。生身の仏がこのような具合だから、貴き仏像もこれに同じであると、仏像修理に關しての著者の意見が述べられる。

ここで、生身という語句が見られるが、この場合の生身は、インド応現の史上の釈尊ということである。そして、つづけて、

古徳ノ口伝ニ云ク、仏ノ真身ハ、無相無念ナリ。大悲本誓、慈善根ノ力ニヨリテ、種々ノ形ヲ現シ給フ。形像モ応身ノ一ナリ。然ニ行者ノ信心、知恵ノ分ニ随ヒテ、木石ノ思ヒヲナセバ、仏体モ只木石ノ分ナリ。木石モ仏の想ヲナセバ、仏ノ利益アリ。恭敬ノ心モ、信仰ノ思モ、実ニ深く、マメヤカニ懇ナレバ、生身ノ利益ニ、スコシモ違ベカラズ。

と、形像は応身の一つであり、木や石でできた仏像も、行者が仏の念をなせば、仏の利益があり、生身の利益に少しも劣ることはないと述べる。

ここには、形像、すなわち形のある木や石でできた仏像が、応身の一つであるという表現が見られる。そして、生身と出てくるが、これは、やはり、インド応現の釈尊ということになる。

さて、鎌倉時代に成立した歴史物語の『水鏡』を見ると、

一 卅一代 欽明天皇 (中略) 第十三年ニ善光寺ノ阿弥陀ノ三尊并経論渡始リ給シ御事也。(中略)

爰尾輿大連ト云シハ守屋ノ大臣ノ父ナリ。此人悪見

ノ心ヲ発シテ。(中略) 彼生身ノ善光寺ノ阿弥陀ノ三尊ヲバ大和国高市ノ郡ノ難波ノ江ニシツメ奉リ。

(傍点引用者)

と、欽明天皇朝十三年の渡来仏が、善光寺の阿弥陀三尊であるとし、この仏には「生身」の称号が付せられていることがわかる。

このように、当時人々は、善光寺の阿弥陀三尊に「生身」という尊称を付せて呼んでいたのである。日蓮聖人遺文にも、信濃・善光寺の阿弥陀仏が、人々から「生身の阿弥陀仏」と呼ばれていたという記述が見られる。¹⁰⁾

ところで、善光寺の阿弥陀仏についてであるが、坂井衡平氏は、『善光寺史』上の中で、「因みに生身如来の号

も古くから行はれたと見えて」と、善光寺の阿弥陀仏に古くから「生身如来」という称号が付せられていたという事実をあげ、この「生身」という称号を付す思想は、水鏡の頃から鎌倉時代に盛んであって、善光寺の仏の他に、『生身の弥陀』や『生身弥勒』という表記が見られるとするのである。¹²⁾ さらに、氏は、生身についての解説を「生身とは法報応の三身の応身の意で、肌を生ける如き温もりを有す」としている。¹³⁾

また、『川口善光寺縁起』には、

此仏像天下有災難。又世間発騒動時御身流汗給例。

如三井寺常住院絵像流汗。多武嶺檜枝寺仏体流汗。

此成靈仏常習也。¹⁴⁾

と、川口・善光寺の仏像が、天下に災難が起ったり、世間に騒動があった時、体から汗を流したということや、三井寺の常住院の絵像が汗を流した等の記述がなされている。ここでは、仏像は、「生身」生きている身」として人々から崇拜されていることがうかがえるのである。

以上、鎌倉時代の生身信仰について、当時の史料を通して見て来た訳であるが、ここで言うことは、当時、「生身」はインド応現の史上の釈尊のことを表している場合が多く、仏像が汗を流したということが、史料に記

されていること等から、人々が、仏像を生きた仏のように崇拝していたことが窺えるのである。

つぎに、日蓮聖人遺文に見られる「生身」の表記について考えて行きたい。

三、聖人遺文に見られる「生身」の表記について

日蓮聖人の遺文をひもとくと、「生身」という語句の表記は多く見られる。「生身愛染明王」¹⁵、「生身不動明王」¹⁶、「生身の弥勒菩薩」¹⁷、「生身の釈迦如来」¹⁸、「生身の仏」¹⁹、「生身の阿弥陀仏」²⁰、「生身の虚空蔵菩薩」²¹、等がそれであるが、本稿では、「生身の釈迦如来」というふうには釈尊と関連して出て来る箇所注目して考察してみたい。

日蓮聖人は、『真間釈迦仏御供養逐状』に、

釈迦仏御造立の御事。無始曠劫よりいまだ顕れまし

まさぬ己心の一念三千の仏、造り顕しませますか。

(中略) 欲令衆生開仏知見 乃至 然我実成仏已来
は是也。(中略) 法華經一部、御仏の御六根によみ
入まいらせて、生身の教主釈尊になしまいらせて²²

と、釈迦仏を造立するということは、無始曠劫より顕わ
れていない己心の一念三千の仏が顕われるということ
であり、この顕現ということは、寿量品で釈尊が久遠実成

を表明されて無始無終を説かれていることからわかる
と述べられる。そして、法華經一部を仏の六根に読み入
れることにより、生身の教主釈尊となると示される。

ここで、聖人は「生身の教主釈尊 久遠実成の仏」と
見なされ、生身を応身の一つとしてではなく、生身の
中にも、法報応の三身が具足されると考えられていること
がうかがえる。

また、『四条金吾殿御返事』には、

梵音声成一切經一切衆生を利益す。其中に法華
經は釈迦如来の御志を書顯て、此音声を文字と成給。
仏の御心はこの文字に備れり。(中略) 釈迦仏と法
華經の文字とはかはれども、心は一也。然ば法華經
の文字を拝見せさせ給は、生身の釈迦如来にあひ進
らせたりとおぼしめすべし。²³

と、仏の梵音声は一切經となって一切衆生を利益し、中
でも法華經は釈尊の志を書き顯したもので、釈尊の口よ
り出た音声を文字としたものであると述べる。そして、
仏の御心は法華經にあり、釈尊と法華經の文字は異なっ
ているが、心は一つであり、法華經の文字を拝見するこ
とは、生身の釈尊とまみえることであると思いなさいと
述べられる。

ここで出て来る「生身の釈迦如来」は、一切衆生を利益している「生きている身」の釈尊のイメージを持つように思われる。

『木絵二像開眼之事』には、

仏に有^リ三十二相^ニ皆色法也。是下^ノ千輻輪^ノより終^リ無見頂相^ニ至^ルまでの三十一相は可見有対色なれば書^カつべし作^ルつべし。梵音声の一相は不可見無対色なれば不^レ可^レ書^フ不^レ可^レ作^ル。仏滅後は木絵の二像あり。是三十一相にして梵音声かけたり。故^ニ非^スレ^ル仏^ニ。又心法かけたり。生身の仏と木絵の二像を対するに天地雲泥也。(中略) 木絵の二像の仏の前に絵を置けば三十二相具足する也。⁽²⁴⁾

と、仏には三十二相が備わっており、千輻輪相等の三十一相は、書き表わせるが、梵音声の一相を書き表わすことが出来ないとする。そして、仏滅後には木絵の二像が存在するが、三十一相しかなく、梵音声はかけているので、仏ではないとし、生身の仏と木絵の二像の差は雲泥であるとする。しかし、木絵の二像の前に法華経を置くことによって、三十二相が備わっているとするのである。すなわち、この「生身の仏」は三十二相を具足した、声を発する仏として見られていることがわかる。

そして、『法華取要抄』には、

若^シ爾^者今我等向^テ天^ニ見^ル之^ヲ生身妙覺^ノ仏^ニ居^シ本位^ニ利益^ス衆生^ニ是也。⁽²⁵⁾

と、我等が今、天を仰げば、生身妙覺の仏が、衆生を利益されている場面を見ることができると、生身妙覺の仏が生き生きと表現されていることがわかる。

以上、日蓮聖人遺文の中の「生身」の表記を見てきたわけであるが、ここで言えることは、聖人は、「生身の釈尊」は三十二相を具し、一切衆生を利益しつづけている生き生きとした仏と見なされ、その仏を、史上の釈尊としてではなく、久遠実成の仏ととらえられていたことがわかった。

むすびにかえて

以上、日蓮聖人の釈尊観の一面をうかがうために、聖人遺文に見られる「生身」という称号について考察してきた。

辞典や、経・論を通してみた「生身」という語句は、応身、すなわち史上の釈尊として表現されることが多く、罪報を受ける十方の衆生を救うとされる。

また、鎌倉時代、善光寺の阿弥陀仏のように、「生身」

を冠せられる思想が流行し、川口・善光寺においては、
仏像が汗を流したと、人々が生きている仏のように仏像
を崇拜されていたこともわかった。

しかし、同じ鎌倉時代に活動された日蓮聖人は、「生
身の仏」と言った場合、史上の釈尊としてではなく、久
遠実成の釈尊としてとらえられ、その釈尊は、我々にい
つも法華経を説いて下さっている、「生き生きとした釈
尊」のイメージを抱かれていること等から見ても、日蓮
聖人が「生身」と付せられるその言葉のもつイメージは、
鎌倉時代においては、特異なものであったと思われる。

註

- (1) 『望月仏教大辞典』二六二九頁
- (2) 中村元著『仏教語大辞典』七〇九頁
- (3) 『大正新修大蔵経』(以下『大正蔵経』と略称)第十二卷
五六七頁^a
- (4) 『大正蔵経』第二十五卷七七頁^c
- (5) 『大正蔵経』第二十五卷一一二頁^c—一二二頁^a
- (6) 『大正蔵経』第二十五卷二七四頁^a
- (7) 日本古典文学大系八十五『沙石集』(昭和四十二年、岩
波書店)一〇七頁
- (8) 日本古典文学大系八十五『沙石集』(昭和四十二年、岩

波書店)一一三頁

- (9) 新訂増補国史大系第二十一卷上『水鏡』上三五—六頁
- (10) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』
(以下『定本遺文』と略称)の『種種御振舞御書』九七八
頁に「生身の阿弥陀仏」という表記が見られる。
- (11) 坂井衡平著『善光寺史』上(昭和四十四年、東京美術)
九八頁
- (12) 坂井衡平著『善光寺史』上(昭和四十四年、東京美術)
九八—九頁
- (13) 坂井衡平著『善光寺史』上(昭和四十四年、東京美術)
九八頁
- (14) 『統群書類従』第二十七輯下四一—五頁
- (15) 『定本遺文』一六頁
- (16) 『定本遺文』一六頁
- (17) 『定本遺文』四五—四頁
- (18) 『定本遺文』六六—六頁
- (19) 『定本遺文』七九—〇頁
- (20) 『定本遺文』九七—八頁
- (21) 『定本遺文』一一—三二頁
- (22) 『定本遺文』四五—七頁
- (23) 『定本遺文』六六—六頁
- (24) 『定本遺文』七九—一頁
- (25) 『定本遺文』八一—四頁